

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日には、当
たる翌日)

三 所在地

米子市灘町一丁目一一四番地

四 登録期間

昭和四十一年七月七日から
昭和四十五年七月六日まで

鳥取県告示第四百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年八月三十一日

告示

三 田 次

◇告示

魚市場の登録
土地の立入りの許可
昭和四十年度狩獵者講習会の実施
昭和四十年度鳥取県警察官（巡回）採用試験の実施

鳥取県告示第四百三十四号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項
の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和四十年八月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

中國電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）による電気事業の用に供する電気工作物に関する事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鹿野町木梨、宮方、寺内、東中園、西中園

二 立ち入ろうとする期間

昭和四十一年九月 一日から

昭和四十一年六月三十日まで

一 申請者の住所及び氏名
米子市中町二〇番地

二 名称

米子市長 河合 弘道

米子市宮魚市場

63900

公

告

昭和40年度狩獵者講習会を次のとおり実施する。

昭和40年8月31日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵免許を受けようとするもの。ただし、昭和38年度又は昭和39年度狩獵者講習会の受講者で、狩獵者講習終了証明書を有するものは除く。

日時及び場所

9月27日午前9時30分	鳥取市東町	鳥取県庁講堂
9月28日午前9時30分	米子市久米町	鳥取県西部労働会館会議室
9月29日午前9時30分	倉吉市上井	鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所会議室

講習科目

- (1) 狩猟に関する法令
- (2) 狩猟鳥獣の判別
- (3) 猎具の扱い

講習時間

講習時間は、5時間とする。

考査

講習終了後、引き続いて、講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講日の10日前までに所轄地方農林振興局の長を経由して、知事に提出すること。

昭和40年度鳥取県警察官(巡査)採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和40年8月31日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 長 介

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定人員 約50人

(2) 職務 内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴 学歴は、聞いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別 昭和16年4月2日から昭和22年4月1日までに生まれた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和41年3月31日までに卒業する見込みの者は、昭和23年4月1日までに生まれた者でも受験できます。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

報い県取鳥

昭和40年8月31日 火曜日

- ア 日本の国籍を有しない者
 イ 禁治産者及び準禁治産者
 ヴ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立了政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

- (1) 方 法 警察官として必要な知能及び教養について、筆記試験（教養試験、作文試験）を行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和40年10月31日（日）に鳥取市及び米子市において行ないます。開始時刻及び試験場は、受験票交付の際に知らせします。

(3) 第1次試験合格者の発表 昭和40年11月13日（土）に鳥取県

4 庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

4 方法

ア 口述試験 主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査及び体力検査 職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のようない基準があ

ります。

(ア) 身長 160センチメートル以上であること。

(イ) 体重及び胸囲 身長に相当する発育をしていること。

(ウ) 視力 歩眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。

(エ) その他 弁色力が完全で、身体に奇形その他の異常がないこと。

ウ 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行ないます。

(2) 日時及び場所 昭和40年11月下旬に鳥取市において行ないます。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他のについて行ないます。

6 最終合格者の発表

昭和40年12月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、全員採用される見込みです。

(2) 採用後は、鳥取県巡回に任命され、巡回見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和41年4月の予定）し、1年間初任教養を受けたのち、巡回としての勤務に従事します。

(3) 給与は、巡回に任命され、巡回見習生として警察学校に入校すると、原則として下表のとおりの給料月額が支給されますが、経験のある者

は、それぞれ下表の額に加算されて給与額が決定され、その後毎年1回昇給します。そのほか手当として扶養手当、期末・勤勉手当（約4.2月分）、特殊勤務手当等が支給され、制服その他必要な被服も支給されます。

学歴 区分	入校時の給料月額	卒業時の給料月額
大 学 卒	19,610円	21,880円
短 大 卒	17,550円	19,610円
高 校 卒	16,310円	17,550円

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれてています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駆在所に請求してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を同封してください。

(2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受け取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、5円切手をはつてください。

(3) 受付期間

昭和40年10月1日（金）から昭和40年10月25日（月）午後5時までとします。郵便による場合は、昭和40年10月25日（月）午後5時までの着信に限ります。

9 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、警察官派出所若しくは警察官駆在所に照会してください。郵便による場合は、あて先を明記して、10円切手をはつた返信用封筒を同封してください。